平成２３年（フ）第８０５７号
東京都練馬区関町北５丁目７―36―204
債務者　進導　功久
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　範凰
4　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月１日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７０号
千葉県野田市瀬戸213番地の15
債務者　堺　　恭志
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三枝　康裕
4　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月12日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８１５３号
東京都板橋区常盤台１―12―11―101、住民票上の住所東京都練馬区羽沢２丁目３―21
債務者　岸　　利幸
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　仁
4　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月22日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７２号
東京都八王子市大楽寺町430番地１
債務者　枕邊　正一
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　憲弘
4　破産債権の届出期間　平成23年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８００７号
千葉県野田市上花輪新町37―21
債務者　滝　　忠昭
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀越　友香
4　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３号
鹿児島県姶良郡湧水町北方2230番地
債務者　向原多鶴子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上川　　清
4　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月８日午前11時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第６８０号
神戸市兵庫区新開地３丁目３番11―707号、従前の住所神戸市兵庫区福原町８番19号
債務者　サントリーこと　井村　邦夫
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙島　章光
4　破産債権の届出期間　平成23年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２８号
兵庫県姫路市野里慶雲寺前町８番26号シャレー荘１号室、従前の住所兵庫県三木市上の丸町１番18号
債務者　吉原　保則
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　　豊
4　破産債権の届出期間　平成23年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前11時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１２０号
沖縄県うるま市赤道541―１　宮里アパート201号　仲地方、住民票上の住所沖縄県沖縄市胡屋６丁目３番１号　丸中アパートＺ101号
債務者　具志堅　眞
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　雄士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１２２号
岡山県笠岡市七番町１番地67
債務者　天野　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種田　和英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１２８１号
札幌市豊平区西岡５条14丁目19番10号　コーポよしだＡ―102号
債務者　米川　　等
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　正博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６２４号
新潟市西区五十嵐２の町7492番地121、前住所新潟市西区平島１丁目13番地19
債務者　原田　京子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１７号
愛知県江南市飛高町中町113番地１
債務者　松岡　千春（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第８６号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎上町裏237番地２、従前の住所宮城県仙台市若林区五十人町110番地　シェトワ101
債務者　佐藤　光恵（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　成人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
宮城県登米市津山町柳津字本町51番地
債務者　後藤カツミ
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　拓馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
仙台地方裁判所登米支部